

山梨県公報

号外第四十九号

日曜火

令和三年
十一月三十日監査委員
田 次

○監査の結果に関する報告の公表.....]

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づいて執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十一月三十日

山梨県監査委員	中澤	澤
同	小泉	和樹
同	久保田	幸司
同	松富	美男
水岸		

1 監査実施機関数			
監査箇所	本庁	かい	その他の機関 計
知事直轄組織	1		1
知事政策局	5		5
スポーツ振興局	2		2
県民生活部	7		8
リニア未来創造局	3		3
総務部	9		9
防災局	3		3
福祉保健部	7		7
子育て支援局	2		2
林政部	5	4	9
環境エネルギー部	4		4
産業労働部	5		5
観光文化部	5		5
農政部	9	4	13
県士整備部	15	8	23
出納局	3		3
企画局	3	4	7
教育委員会	8		8
議会事務局	1		1
行政委員会	3		3
警察本部	29		29
合計	129	20	150

2 監査対象期間

令和2年度

3 監査の実施期間

令和3年4月19日～令和3年11月9日

4 監査の方法

定期監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。定期監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「時間外勤務手当に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。

5 監査結果処理区分

定期監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	

6. 处理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7. 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	1	▲1	▲5	▲1	6	11	4				13
注意事項	1	2	▲1	▲1	1	8	2	▲8			4
合計	▲1	1	1	▲6	▲2	7	20	2	▲4	0	18
合計	0	47	5	5	4	19	30	2	18	0	130

(参考:昨年度上期との比較)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	▲1	▲1	▲5	▲1	6	11	4				13
注意事項	1	2	▲1	▲1	1	8	2	▲8			4
合計	▲1	1	1	▲6	▲2	7	20	2	▲4	0	18
合計	0	47	5	5	4	19	30	2	18	0	130

8. 監査実施機関ごとの監査の結果 別添のとおりである。

実施機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 政策企画グループ
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月21日、11月9日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	知事政策局 広聴広報グループ
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月27日、8月25日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	知事政策局 國際戦略グループ
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月27日、8月25日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	スポーツ振興局 オリンピック・パラリンピック推進課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月9日、8月18日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	スポーツ振興局 スポーツ振興課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月22日、8月18日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	1件(契約1)
監査対象機関	県民生活部 県民生活総務課(バスポートセンター)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月1日、7月30日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(重点事項1)
1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150／100で入力すべきところを125／100で入力等)、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。	
(注意事項)	なし
監査対象機関	県民生活部 北富士演習場対策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月18日、7月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	県民生活部 統計調査課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月18日、7月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	県民生活部 交通政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月18日、7月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	リニア未来創造局 リニア未来創造・推進課(DX推進室)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月3日、8月31日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(重点事項1)
1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。	
(注意事項)	なし
監査対象機関	リニア未来創造局 二拠点居住推進課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月10日、8月31日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	1件(契約1)
監査対象機関	県民生活部 県民安全協働課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月18日、7月30日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	なし
監査対象機関	総務部 人事課
監査対象期間	令和2年度

監査実施日	令和3年7月7日、8月24日	監査の結果
(指導事項)	なし	
(指導事項)	なし (収入1)	
1) 蔡人について、次のとおり収入未済があった。		
非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 令和2年度分 先数 1件 125,525円		
(注意事項)	なし	
監査対象機関	総務部 職員厚生課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月1日、8月24日	
監査の結果		
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	1件 (収入1)	
1) 蔡人について、次のとおり収入未済があった。		
恩給の過払金 過年度分 先数 1件 628,200円		
(注意事項)	1件 (契約1)	
監査対象機関	総務部 財政課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月27日、8月24日	
監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	総務部 税務課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月6日、8月24日	
監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	総務部 市町村課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月7日、8月24日	
監査の結果		
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	1件 (契約1)	
1) 住民基本台帳ネットワークシステム等に係る各種業務委託等契約書の個人情報取扱記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないものがあった。		
(注意事項)	1件 (契約1)	
監査対象機関	総務部 情報政策課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月8日、8月24日	
監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象機関	防災局 防災危機管理課 (火山防災対策室)	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月2日、7月13日	
監査の結果		
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	1件 (重点事項1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3~8時間4~5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また、振替を行い勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大支給されているものがあった。		
(注意事項)	なし	
監査対象機関	防災局 消防保安課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月15日、7月13日	
監査の結果		
(指摘事項)	なし	
監査対象機関	総務部 行政経営管理課	

(指導事項) 1件(財産1)

1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月3日、8月30日

監査の結果

(指導事項) なし(重点事項3)

1) 週休日の振替による時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。

- ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

- ②同一週内に振替ができなかつたため、1週間の勤務が3.8時間4.5分を超えた勤務があつたとして、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。

- ③人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(2.5／1.00で入力すべきところ1.25／1.00で入力)、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあつた。

- 2) 週休日と振替休日とならない休日が重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなれていなかつた。

3) 代休の指定は、勤務時間が割り振られた日に休日が当たり、その休日に勤務を命じられ、休日に正規の勤務時間の全てを勤務することとなる場合に、当該休日に代わる日を指定する制度であるが、勤務時間が割り振られない週休日に休日が重なる日において、週休日の振替をしていないことから、勤務時間が割り振られていないにも関わらず、代休日の指定が行われたため、該当日に勤務した時間に係る手当を支給すべきところ、支給されていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月28日、8月30日

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件(収入1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①高齢者居室等整備資金償還金
過年度分 先数 10件 9,762,389円
過年度分 先数 10件 1,862,835円
- (注意事項) なし

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 3件(契約3)

- 1) 次のとおり、契約書に定める取扱い及び記載内容に不備があつた。

- ①個人情報収取特記事項に、受託業者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面で報告しなければならないと定められているが、履行されていなかつた。

- ②情報セキュリティに関する特記事項に、受託等業者は、山梨県知事に対して、業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかつた。

- ③保健指導向上支援事業に係るデータ作成業務委託契約書

- ・国保事業費納付金等算定期準システムに係るオラクル保守サービス更新委託契約書

- ・援護システム機器等賃貸借契約書

- ③個人情報収取特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を定める必要があつたが、定められていなかつた。また、再委託をする場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならぬと定められていたが、受託業者から再委託に係る承認申請書は提出されていなかったもの、書面による承諾が記載されていなかつた。

- ・援護システムに係る運用委託契約書

- 2) 前金払を行つて、沖縄甲斐の塔維持管理業務委託及び戦没者納骨堂管理業務委託について、それぞれの契約書に基づく業務完了報告書の提出がされておらず、財務規則第122条に定める検査調書等も作成されていなかつた。

- また、前金払を行つている戦没者納骨堂用地に係る土地賃借料について、検査調書等が作成されていなかつた。

- 3) 長期継続契約として戦没者納骨堂用地に係る土地賃借契約を行つていて、契約書に、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用について」の通知に基づく翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨が設けられていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月29日、8月30日

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 2件(収入1、契約1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①児童福祉施設費負担金(短期入所食費負担分)
過年度分 先数 3件 26,412円
- ②児童福祉施設費負担金
過年度分 先数 1,649,843円 令和2年度分 676,100円
合計 先数 16件 2,325,943円
- ③育精福祉センター使用料
過年度分 先数 1件 349,700円
- ④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金
過年度分 先数 10件 9,240,310円
- ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子收入
過年度分 先数 10件 1,378,538円
- ⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金

過年度分	877,494 円	令和 2 年度分	272,983 円
合計	先数 24 件 1,150,477 円		
⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金			
過年度分	10,672 円	令和 2 年度分	76,151 円
合計	先数 10 件 86,823 円		
2) 契約の履行について、次のとおり不備があった。			
①重度心身障害者医療費貸与管理システム及び精神保健福祉手帳等関連業務システム用サービス機器等賃貸借契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、賃貸者は貸借者である山梨県知事にに対して、それぞれ業務に係るセキュリティ責任者及び從事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。			
②特別児童扶養手当システム保守業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県知事に届け出させなければならぬこと定められているが、履行されていなかった。			
(注意事項) 1 件 (契約1)			
監査対象機関	福祉保健部 医務課		
監査対象期間	令和 2 年度		
監査実施日	令和 3 年 7 月 9 日、 11 月 9 日		
監査の結果			
(指摘事項) 1 件 (収入1)			
1) 平成 30 年度に受け出した看護職員修学資金貸付金について、修学資金の貸与を受けている者が休学の処分を受けたことにより、山梨県看護職員修学資金貸与条例第 5 条に基づき、過払いとなつた修学資金貸付金について、れい人手続きを行つたが、次のとおり不適切な事務処理があつた。			
①修学資金の貸与を受けている者が休学の処分を受けたときは、条例上処分を受けた日の属する月の翌月分かられい人額を積算すべきところ、処分を受けた月分を含んで積算したため、れい人額が過大となつていて。			
②納定期限及び出納整理期間までにれい人されなかつたため、財務規則第 54 条に定める令和元年 6 月 1 日に現年度の歳入として調定すべきであったが、翌年度の令和 3 年 2 月に調定が行われており遅延していた。			
(指導事項) 1 件 (収入1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。			
①看護職員修学資金貸付金償還金（元金）			
過年度分	3,832,150 円	令和 2 年度分	1,830,720 円
合計	先数 18 件 5,662,870 円		
②看護職員修学資金貸付金償還金（延滞利息）			
合和 2 年度分	先数 3 件 7,733 円		
③医師修学資金貸付金償還金			
過年度分	先数 1 件 1,570,000 円		
(注意事項) なし			
監査対象機関	福祉保健部 衛生薬務課		
監査対象期間	令和 2 年度		
監査実施日	令和 3 年 7 月 28 日、 11 月 9 日	監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。			

監査対象機関	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月30日、8月30日 監査の結果
(指摘事項)	指摘事項及び注意事項に該当するものにはなかった。
監査対象機関	子育て支援局 子育て政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月4日、8月31日 監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (重点事項1)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月4日、8月31日 監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (収入1)
〔一般会計〕	歳入について、次のとおり収入未溝があった。
①児童福祉施設入所児童保護者負担金	過年度分 19,870,325円 合計 先数 169件 26,113,753円
②児童扶養手当過払金の返納金	過年度分 2,963,550円 合計 先数 13件 4,997,000円
〔母子父子寡婦福祉資金特別会計〕	
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)	過年度分 1,931,941円 合計 先数 6件 1,939,441円
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)	過年度分 先数 1件 41,639円
③母子福祉資金貸付金償還金(違約金)	過年度分 先数 3件 197,467円
(注意事項)	なし
監査対象機関	林政部 林政総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月11日、7月16日